別紙三

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	4 1	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
健康保険加入の有無	4 2	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	4 3	1	〔1.有、2.無、3.適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	1	〔1.有、2.無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	1	〔1.有、2.無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	1	〔1.有、2.無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7	1	〔1.該当、2.非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8	1	〔1.該当、2.非該当 〕
CPD単位取得数	4 9	□□,□□□,□30	（単位）
技能レベル向上者数	5 0	□□□,□□0	（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	5	〔1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定　、5.非該当
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	4	〔1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	2	〔1.ユースエール認定、2.非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	3	〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当 〕

日本年金機構から健康保険の被保険者の適用除外承認を受けて国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は「3」適用除外を記入。
（減点対象ではありません。）

15%以上で「該当」

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
4 （人）	2 （人）	50

1%以上で「該当」

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
1 （人）	25

審査基準日以前3年間に、能力評価基準による評価の区分が審査基準日の3年前以前よりも1以上レベルアップした人の数。
様式第5号技能者名簿と一致

CPD単位内訳一覧表で計算した単位数と一致

技術者数 □□□,□□4 （人）

別紙2「技術職員名簿」と様式第4号

技能者数 □□□,□□2 （人）　控除対象者数 □□□,□□0 （人）

審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に指名が記載される者）の数
ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者（例：監理技術者や主任技術者）を除く。

審査基準日の3年前の日以前にレベル4と評価された者の数。
様式第5号技能者名簿と一致

該当する場合は審査基準日時点で認定を受けていることがわかる書

R5.8.14 以降を審査基準日とする申請から適用のため、
それ以前は「3」

建設業の営業継続の状

初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの満年

営業年数	5 5	□29	（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	2	〔1.有、2.無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和・平成・令和 4 年 7 月 31 日	年　か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7	1	〔1.有、2.無 〕

国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8	2	〔1.有、2.無 〕
指示処分の有無	5 9	2	〔1.有、2.無 〕

審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0	4	〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 〕
公認会計士等の数	6 1	□,□□0	（人）
二級登録経理試験合格者等の数	6 2	□,□□1	（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）	6 3	□,□□□,□□□,□□0	（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4	□□3	（台）

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）、移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、高所作業車(作業床の高さ2m以上)の保有台数を記載。
いずれの建設機械も審査基準日時点で所有又は1年7月以上のリース契約が締結されており、法定検査が行われていることが必要。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	6 5	1	〔1.有、2.無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	6 6	2	〔1.有、2.無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	6 7	2	〔1.有、2.無 〕

いずれも、審査基準日時点で認証・登録を受けていることがわかる資料を提出すること